

第2次那珂川町総合振興計画

# なかがわ 「元気」ビジョン

後期基本計画(令和3年度～令和7年度)

概要版



栃木県那珂川町

# 総合振興計画の構成と計画期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されます。

## 第2次那珂川町総合振興計画 後期基本計画の策定にあたって



本町では、平成 27 年度に第 2 次那珂川町総合振興計画の基本構想及び前期基本計画を策定し、将来像に掲げる「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の実現に向けて、各種施策に取り組んでまいりました。前期基本計画では、子育て支援住宅「エミナール那珂川」の整備をはじめとする子育て支援の充実や町民の健康づくりの推進、町内への移住定住促進など各種施策に取り組んでまいりましたが、少子高齢化や若い世代の町外への流出など、依然として人口減少に歯止めがかからない厳しい状況にあります。

近年の社会情勢に目を向けますと、年号が平成から令和へと改められ、新しい時代が幕を開けたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染予防対策が長期化するなど、経済活動や日常生活に大きく影響を及ぼしています。また、全国各地で大規模災害が頻発化しており、令和元年 10 月の東日本台風(台風 19 号)では、当町にも大雨特別警報が発令されるなど、河川の増水で多数の避難者が出たところであり、防災対策の重要性を改めて実感したところであります。

後期基本計画におきましては、こうした社会情勢の変化や新たな課題にも対応しながら、効率的かつ効果的な町政運営と魅力あるまちづくりが実践できるよう、まちづくりの重点プロジェクトを中心に、町の将来像の実現に向けて各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。また、各種施策の推進にあたっては、関係機関や各課の連携を強化するとともに、町内の資源を活かした町の新たな魅力の発掘、町外へ向けた情報発信やPR活動などの取り組みにも積極的に挑戦しながら、町の活力増進につなげていきたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定に際しまして、ご協力をいただきましたまちづくり審議会の皆様にご感謝を申し上げますとともに、今後も町民アンケートや町政懇談会など、町民の方の声(ご意見)をいただきながら、町政運営に活かしていきたいと考えておりますので、町民の皆さまのご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年3月

那珂川町長 福 島 泰 夫

### 基本構想

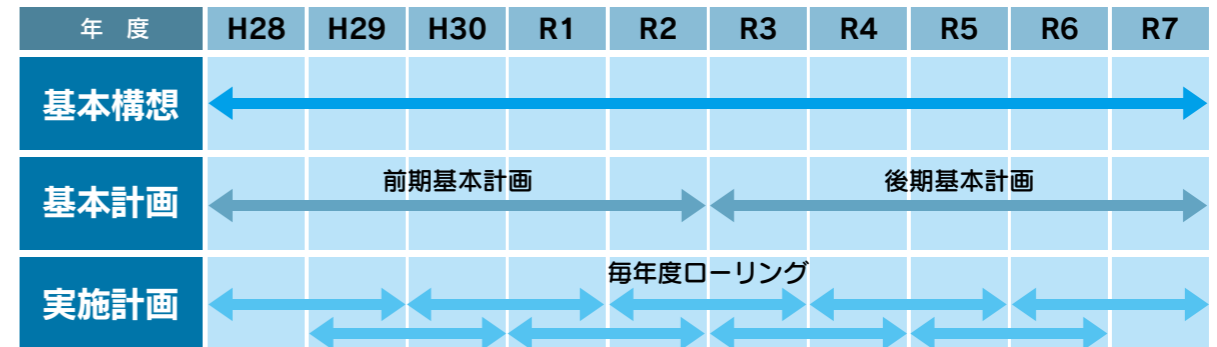
今後のまちづくりの目標である町の将来像を掲げ、それを実現するための基本的な方向性・目標・施策の大綱を示したもので、平成28～令和7年度の10か年構想とします。

### 基本計画

基本構想を実現するために、基本的な施策や事業を体系的に示すとともに、重点的に取り組むべき事業や、施策・事業の推進のための行政運営のあり方を示したもので、前期及び後期各5か年の計画です。

### 実施計画

基本計画で示した施策や事業を実施するための具体的な計画です。計画期間は2か年で、ローリング方式により、毎年見直しを行います。



## 基本構想

### まちづくりの方向性

時代の潮流を的確に見極めながら、様々な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、本町の特性を活かしつつ、まちづくりの方向性を次のとおり示します。

- ◆ 働ける環境があるまち ◆ 安心して充実した生活ができるまち
- ◆ 子どもが笑顔で成長できるまち ◆ 若者が安心して住めるまち
- ◆ 自然の恵みと地域資源を活かしたまち
- ◆ 交流と連携による広域的なまち
- ◆ みんなの知恵を活かした元気を生み出すまち

## 町の将来像

まちづくりの方向性を総合し、町民一人ひとりが元気に安心して生活できる地域社会を形成し、次世代に引き継ぐため、目指すべき町の将来像を次のとおり定めます。

◆ 人・もの・自然が融和し  
みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち

## まちづくりの 基本目標

まちの将来像を実現していくため、次の6項目からなる基本目標を設定します。

### 基本目標 I

#### 快適に暮らせるまちをつくる

快適に暮らすことが出来る環境づくりをめざして、利便性の向上に努め、住み良さを実感できる生活基盤の整備と維持管理を図ります。  
自然と調和した地域の活力を生む土地利用を図ります。

### 基本目標 II

#### 元気で明るく暮らせるまちをつくる

乳幼児から高齢者まで誰もが心身ともに健康で、故郷の地で支えあいながら充実した生活ができるよう、健康、医療、福祉、少子高齢化対策などの充実を図ります。

### 基本目標 III

#### 人を育むまちをつくる

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を活かした一体感のある学校教育や生涯学習などの充実を図ります。

### 基本目標 IV

#### 活力をおこすまちをつくる

これまで引き継がれてきた豊かな地域資源を守りながら、今ある産業をより安定したものにするとともに、新たな連携や結びつきにより産業の裾野を広げ、地域資源の価値を高め、働く場の確保・創出を図ります。また、交流人口を増やしにぎわいの創出を図ります。

### 基本目標 V

#### 人と自然が共生するまちをつくる

人々に恩恵を与える優れた自然は、次代に継承すべき共有財産として、共存共栄の視野に立って自然環境や生活環境の保全対策を図ります。さらに、町独自の地域循環型社会の構築を推進します。

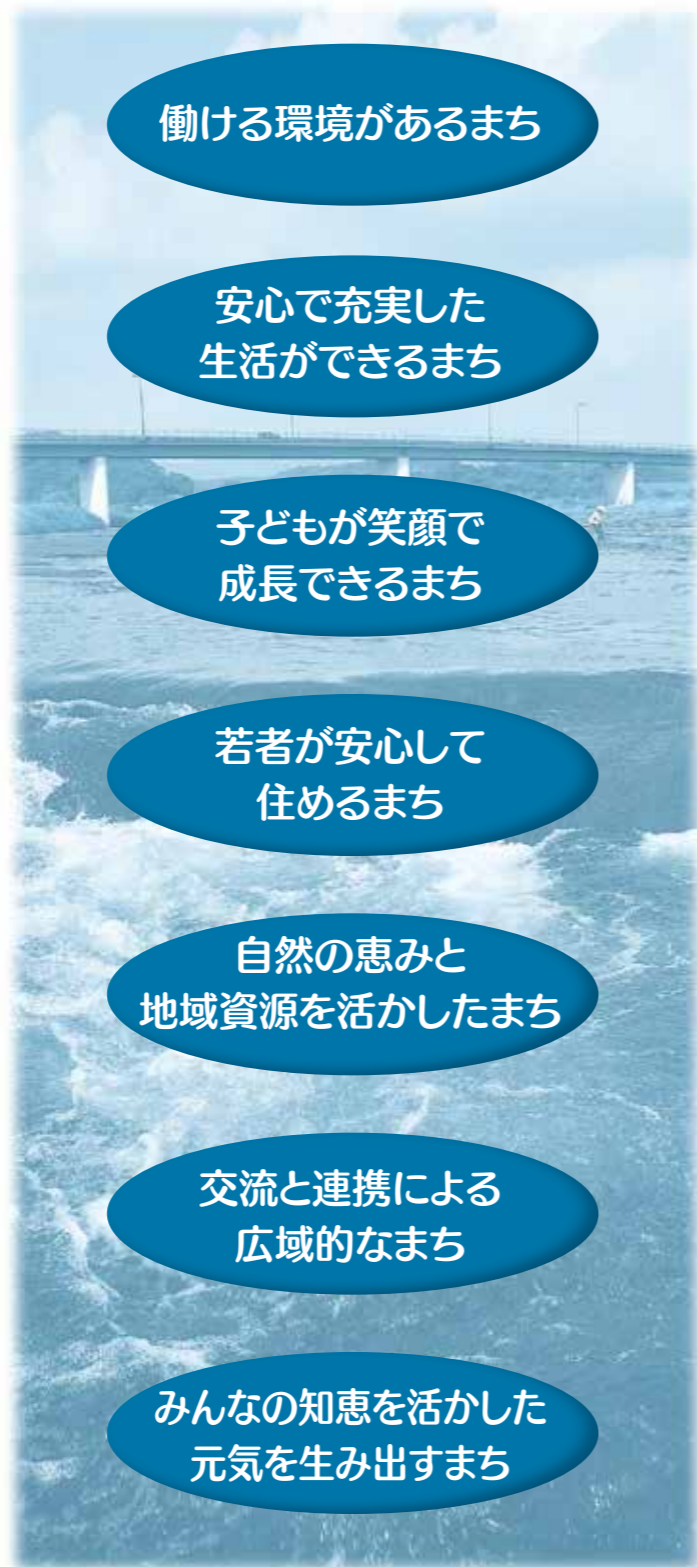
### 基本目標 VI

#### ともに考え行動するまちをつくる

町民・民間・行政などの協働によるまちづくりを推進するとともに、限られた予算や人員体制の中で、効率的で効果の高い行財政運営を遂行します。

さらに、現在進めている定住自立圏での事業を推進し、人口減少の歯止めとそれぞれの地域の特性を活かしたまちの活性化を図ります。

### 基本方向

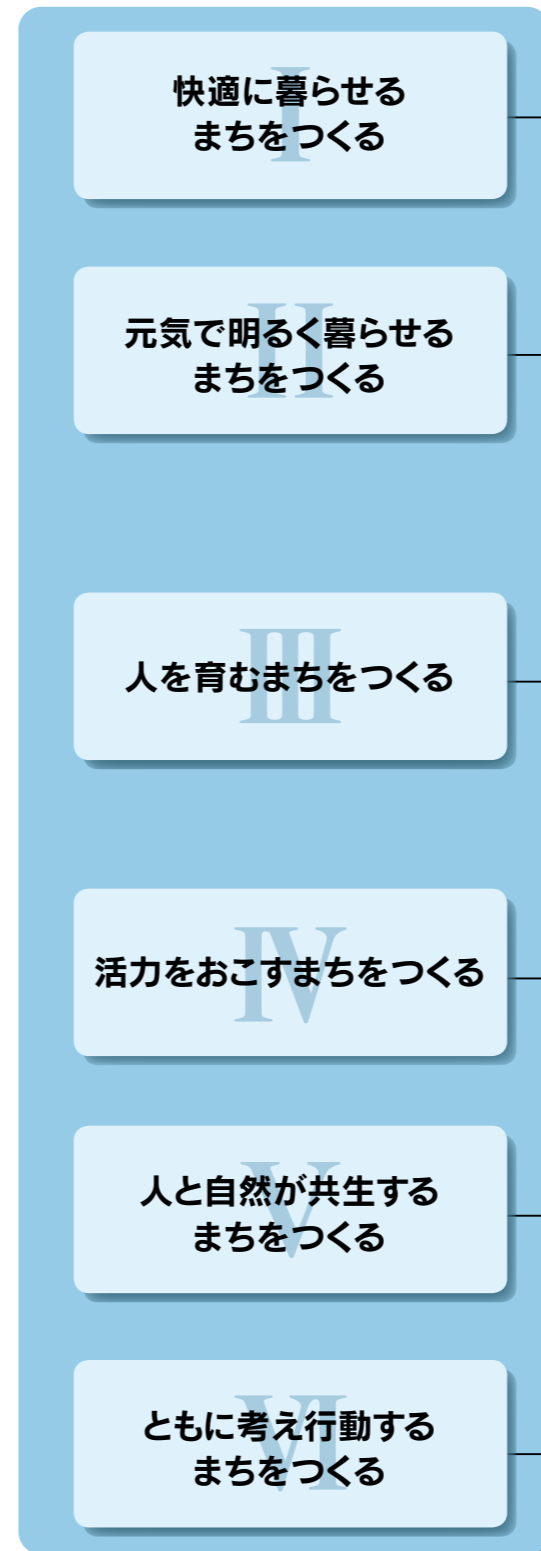


### 基本理念

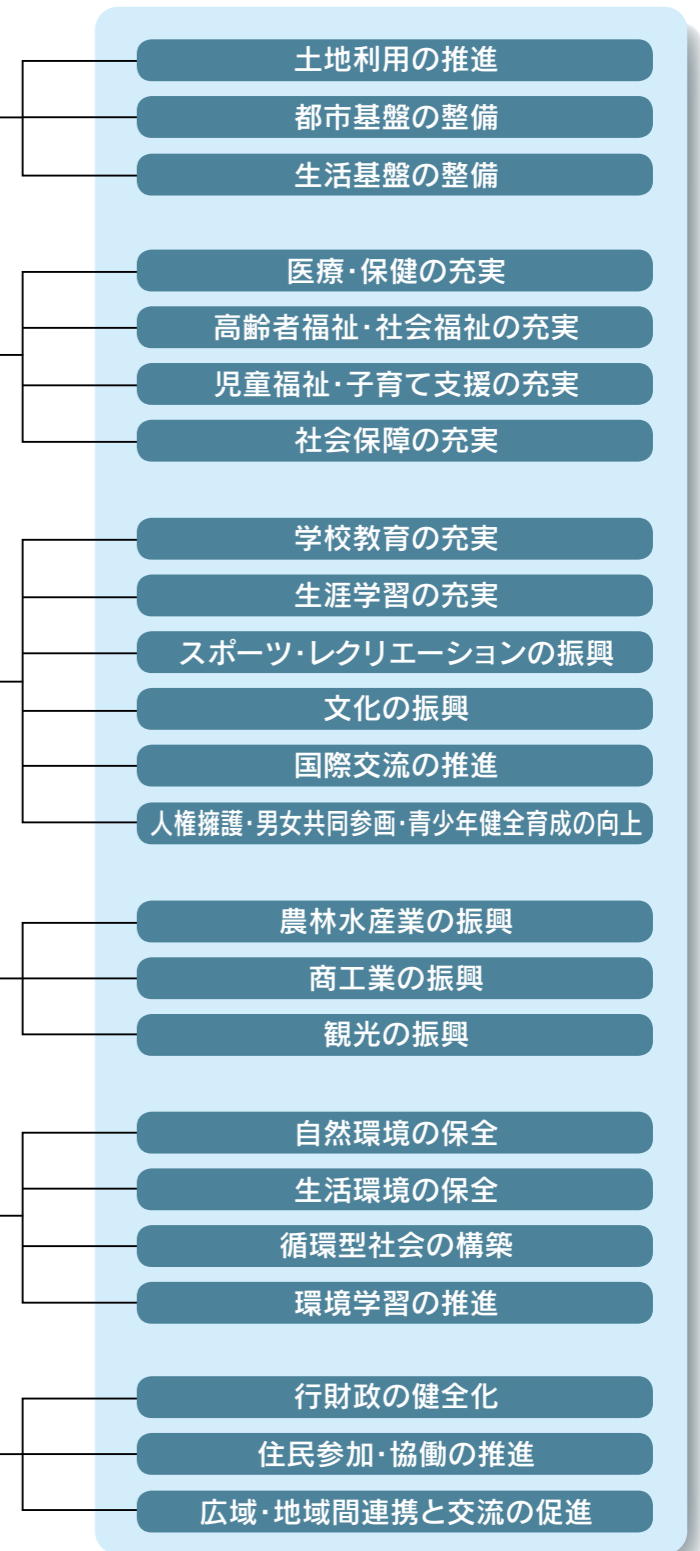
人・もの・自然が融和し  
 みんなで手を取り合い  
 元気を生み出すまち

未来像

### 基本目標



### 基本施策



## 第1章 快適に暮らせるまちをつくる

### 第1節 土地利用の推進

《基本方針》

国土利用計画法や都市計画法などの土地利用関係法令との整合を図りながら、地域の自然や特性を生かした合理的な土地利用を推進します。

**施策** ■調和のとれた土地利用の誘導（法制度の適正運用） ■長期的視野に立った土地利用の推進・都市施設の整備（農用地確保、森林整備）など

### 第2節 都市基盤の整備

#### ① 道路の整備

《基本方針》

広域的道路網と町民の日常を支える生活道路を総合的に整備し、安全・安心で町民の利便性が向上する道路網の形成を図ります。

**施策** ■骨格道路の整備（町道の拡幅改良） ■町の活性化に資する道路の整備（幹線道路の改良、歩道整備） ■災害に強く次世代につなぐための道路整備（道路・橋梁）など

#### ② 公共交通網の整備

《基本方針》

現在運行している公共交通の継続的な運行を図るとともに、町内外の公共交通ネットワークの整備による町民の利便性の向上を図ります。

**施策** ■バスの路線維持（民営バス、コミュニティバス） ■デマンド交通の運行 など

#### ③ 公園緑地の整備

《基本方針》

自然の豊かさを実感しながら、子どもからお年寄りまで安全で快適な憩いの空間となるよう、緑あふれる美しい公園づくりを推進します。

**施策** ■町民に愛される公園整備 など

#### ④ 宅地の整備

《基本方針》

若者をはじめとして、町外からの定住を促進するため、社会的ニーズを踏まえた宅地整備を推進します。

**施策** ■分譲住宅の整備 など

### 第3節 生活基盤の整備

#### ① 住宅の整備

《基本方針》

若年層から高齢者までが快適で暮らしやすい住宅の整備を図り、町営・町有住宅の適正管理及び施設整備を促進します。

**施策** ■町営・町有住宅の整備（老朽化対策） など

#### ② 上水道の整備

《基本方針》

将来にわたって安全で安定した水道水を供給するため、水道基盤の整備充実を図ります。

**施策** ■水道水の安定供給（施設の老朽化対策、耐震化） など

#### ③ 下水道の整備

《基本方針》

生活排水の適正処理を推進し、公共用水域の水質保全と安全で快適な生活環境の形成を目指します。

**施策** ■公共下水施設・農業集落排水施設の維持管理 など

#### ④ 消防防災・交通安全・防犯基盤の整備

《基本方針》

災害に強い消防・防災体制の確立、交通事故・犯罪の無い安全で安心なまちづくりを推進します。

**施策** ■消防団の充実（団員の確保、施設整備 など） ■防災対策の充実（防災意識の高揚、情報伝達体制強化） ■交通安全の充実（交通安全教育、施設の整備） ■防犯対策の充実（防犯活動、防犯灯維管理）

#### ⑤ 情報通信基盤の整備

《基本方針》

高度情報化社会に即した情報通信技術の恩恵を享受できる情報通信基盤の整備を推進します。

**施策** ■ケーブルテレビ施設光化の推進  
■ケーブルテレビを核とした地域情報化・ネットワーク化の推進

## ⑥ 社会資本の長寿命化

《基本方針》

全ての人々が安全に利用できる施設整備の推進を図り、計画的な施設の維持管理及び更新に努めます。

施策

■社会資本の長寿命化（施設の維持管理、コスト平準化）

## ⑦ 空き家対策

《基本方針》

生活環境の保全及び安全のため、空き家等の適正管理に向けた取り組みを推進します。

施策

■空き家等の利活用（適正管理、利活用支援）  
■空き家等の被害防止 など

# 第2章 元気で明るく暮らせるまちをつくる

## 第1節 医療・保健の充実

《基本方針》

子どもからお年寄りまで誰もが心身ともに健康で「元気に暮らせるまち」を目指し健康づくりを推進します。

施策

■乳幼児から高齢者まで一貫した保健管理（健診、健康相談体制の充実）  
■健康習慣づくりの推進（健康づくりの支援）  
■生活習慣予防の推進 など

## 第2節 高齢者福祉・社会福祉の充実

《基本方針》

住み慣れた地域・環境で、支えあいながら健康で安心して生活できるよう、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

施策

■保険・医療・福祉・介護サービスの連携と充実（ひとり暮らし高齢者への支援、相談指導體制の整備） ■生きがいづくり事業の推進  
■障がい福祉サービスの充実 など

## 第3節 児童福祉・子育て支援の充実

《基本方針》

子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境の整備を推進します。

施策

■出産・育児支援の充実（支援・相談、母子の心とからだのサポート）  
■認定こども園のサービス向上 ■子育て支援の充実（情報提供、子育て支援センター） ■結婚につながる活動の促進（出会いの場の創出） など

## 第4節 社会保障の充実

《基本方針》

国民健康保険制度をはじめとする社会保障制度の円滑で適切な運営を推進するとともに、社会保障制度に対する町民意識の啓発に努めます。

施策

■介護保険制度の充実  
■国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全化

# 第3章 人を育むまちをつくる

## 第1節 学校教育の充実

《基本方針》

郷土に誇りをもち、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことを目指して、学校や地域の実情を考慮し創意工夫した特色ある教育活動を推進します。

施策

■確かな学力の向上（情報活用能力の育成 など）  
■学業指導の充実、食育の充実 など  
■学びを支える教育環境づくりの推進（学校施設整備）

## 第2節 生涯学習の充実

《基本方針》

町民の学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充や学習環境の充実を図るとともに、学習の成果を地域に活かす生涯学習社会を推進します。

施策

■生涯学習の推進（推進体制の整備充実）  
■生涯学習のための人材育成（ボランティア活動の推進、団体の育成と活動の支援）  
■生涯学習施設の整備と適正管理（整備、維持管理）  
■子どもの読書活動の推進 など

## 第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

《基本方針》

町民が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

施策

- 各種スポーツ等の振興(スポーツ教室・大会等の開催)
- 指導者の養成と資質の向上
- 健康・体力づくりの推進(町民一人1スポーツの推進)
- 体育施設の整備・維持管理 など

## 第4節 文化の振興

《基本方針》

今まで守ってきた豊かな自然と文化、文化財をこれからも後世に伝えるため人材を育成し、調査保護・普及啓発を行い、これらの資源を有効に活用します。

施策

- 歴史文化施設のネットワーク化
- 歴史文化資源の保存と有効活用
- 芸術文化普及活動の推進 など

## 第5節 国際交流の推進

《基本方針》

国際理解教育活動や国際交流活動の推進に努め、豊かな国際感覚と感性を身に付け、グローバル化に対応できる人材の育成と国際交流を生かしたまちづくりを推進します。

施策

- 国際交流事業の効果的な推進
- 国際的な視野を持った人材の育成
- 国際化に対応した地域づくりの推進 など

## 第6節 人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上

《基本方針》

すべての町民が、男女の区別なくそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが互いの人権を尊重し合う明るい社会の実現を目指します。

家庭・学校・地域・関係団体が連携して青少年の健全育成に努めます。

施策

- 人権擁護活動の推進
- 男女共同参画社会の実現
- 女性の社会参画の推進
- 時代を担う青少年の健全育成
- 非行防止活動の強化 など

# 第4章 活力をおこすまちをつくる

## 第1節 農林水産業の振興

《基本方針》

地域の持つ優位性を活かした農業経営の確立を目指します。

森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させられる森林整備を推進します。

地域の特性に応じた水産業の振興を図ります。

施策

- 地域の特性を活かした農業の確立
- 意欲と能力のある多様な農業者の育成
- 農業を支える基盤づくりの推進(基盤整備、農道整備)
- 林業の活性化(担い手確保、八溝材のブランド化)
- 山村の振興(イノシシ肉を活用した地域の活性化)
- 水産業の振興(ホンモロコの販路拡大)
- 6次産業化に向けた取り組みの推進 など

## 第2節 商工業の振興

《基本方針》

多様化するニーズに対応するため、商工関連団体と連携を図りながら効率的な商工業活性化施策の充実を図ります。

施策

- 商業等の活性化と経営強化(地元消費喚起対策 など)
- 企業の経営体質の強化
- 優良企業の立地促進
- 新産業の創出・育成 など

## 第3節 観光の振興

《基本方針》

観光ニーズに的確に対応し、地域資源に周遊性を持たせるとともに、地場産業と連携し特産品の推奨、交流人口の増加と地域の活性化を図ります。

施策

- 観光資源の保護・活用と拠点整備(温泉の保護活用、町独自商品のPR、観光の拠点整備)
- 観光商品の開発(ブランド化、販売促進)
- 観光ネットワークの整備(広域観光圏の形成) など

# 第5章 人と自然が共生するまちをつくる

## 第1節 自然環境の保全

《基本方針》

豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組み、「美しい自然と共生するまち」の実現を目指します。

施策

■自然環境の保全（土地利用の適正な誘導） ■森林の保全（林業の担い手確保、森林の育成） ■農地の保全（農地の荒廃防止） ■水辺の保全（小川・池・農業用水堀の美化） など

## 第2節 生活環境の保全

《基本方針》

身近な環境や景観の保全などに取り組み、安全安心で「潤いと安らぎのあるまち」の実現を目指します。

施策

■生活雑排水の適正処理（公共下水道への加入促進、浄化槽の設置）  
■廃棄物処理の指導強化（啓発指導、不法投棄防止）  
■地域環境の保全 ■環境美化・ごみの分別収集 など

## 第3節 循環型社会の構築

《基本方針》

一人ひとりが限りある資源を大切にした生活スタイルへの転換と再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、バイオマス資源を有効活用した「循環型社会を目指すまち」の実現を図ります。

施策

■循環型社会の推進 ■4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）  
■資源リサイクル、省エネルギーの推進 ■地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>削減  
■生ごみ分別収集 など

## 第4節 環境学習の推進

《基本方針》

環境教育や環境学習等の充実、環境行動の実践に向け、各種の支援、連携体制を整え、それぞれの役割分担で協働し、「環境について考え行動するまち」の実現を目指します。

施策

■環境学習の推進 ■環境教育用小冊子の配布  
■牛乳パック資源化運動 ■環境学習会の開催支援 など

# 第6章 ともに考え行動するまちをつくる

## 第1節 行財政の健全化

《基本方針》

町の身の丈に見合った地方自治の確立と健全な財政運営を目指します。

施策

■行財政改革の推進（職員の定員適正化、組織体制の見直し、施設の統廃合、事務事業の見直し、行政効率化） ■未利用公共施設の利活用 など

## 第2節 住民参加・協働の推進

《基本方針》

町民と行政による協働のまちづくりを進め、町民一人ひとりが、まちづくりの一員としてのやりがいがある地域社会の実現を目指します。

施策

■協働のまちづくりの推進（支援体制の整備、意識改革）  
■地域おこし協力隊の活動推進 など

## 第3節 広域・地域間連携と交流の促進

《基本方針》

他市町村との連携・交流により町民サービスの向上と町の活性化を図ります。

施策

■広域・地域間連携の推進（定住自立圏 など）  
■地域間交流の推進（姉妹都市・友好都市との交流） など

# 第7章 重点プロジェクト

まちの将来像の実現に向けて、総合的かつ効率的・効果的に推進すべき重要な施策を重点プロジェクトと設定し、まちづくりに取り組むこととします。

### 「雇用の創出」推進プロジェクト

- 地域の特性を活かした農林水産業の確立
- 地域の資源を活かした新産業の創出・育成
- 地域の資源を活かした商品の開発・販売促進
- 循環型社会の構築の推進

### 「結婚・出産・子育て」推進プロジェクト

- 結婚につながる活動の促進
- 子育て支援の充実
- 郷土愛の醸成・確かな学力の向上

### 「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクト

- 分譲宅地の整備の推進
- 空き家等の利活用の推進
- 観光資源の保護・活用と拠点整備

### 「住めばみやこ」推進プロジェクト

- ケーブルテレビを核とした地域情報化・ネットワーク化の推進
- 災害に強いまちづくりの推進
- 健康習慣づくりの推進





町のイメージキャラクター  
「なかちゃん」



町の花  
「かたくり」



町の木  
「ま つ」



町の鳥  
「うぐいす」

## 第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画【概要版】

令和3年3月

那珂川町 企画財政課企画調整係

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地 Tel.0287-92-1114 Fax.0287-92-1316

<http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp>